

## 協働事業制度(案)について

### ◇公益活動事業補助金制度及び協働事業提案制度の創設

(1) 公益活動事業補助金制度は、行財政構造改革大綱において健全な財政運営の推進と補助金交付の透明性や効果をより一層高めるため、補助金等の見直しを進める改革項目のひとつである「市民の公共・公益部門への積極的な参加を支援するための公募型補助金制度」として創設するもので、同大綱「協働の推進」の改革項目として策定した「公益活動団体との協働指針」の理念にもとづき、市民が主体となった公益活動団体の活動に対して補助金を交付することにより、公益活動の活性化を図り、自立的な発展を促すことを目的とするものです。

補助金の事業区分は、これから公益活動に取り組もうとしている団体が行う事業（初動支援コース・限度額 10 万円）と公益活動を 1 年以上継続して行っている団体が行う事業（自主事業支援コース・限度額 50 万円）とし、補助率はいずれも 2 分の 1 以内とします。

(2) 協働事業提案制度は、「公益活動団体との協働指針」の理念にもとづき、今まで市が担ってきた事業の領域においても公益活動団体に関わりを持てるように行政の領域を開放していくために創設するもので、公益活動団体からその専門性などの特性を活かした事業の提案を募集し、市と公益活動団体が協働で当該事業を実施することにより、市民のニーズに対応したきめ細かな公共サービスを提供することを目的とするものです。

提案することができる事業区分は、公益活動団体の自由な発想による提案を募集する「市民提案型協働事業」と市が提示したテーマ（概要）にもとづき、公益活動団体から具体的な事業提案を募集する「行政提案型協働事業」とします。なお、市からの提案は既存事業を協働化するもの、又は新規事業として取り組みを検討しているものなどを想定していません。

(1)、(2) とも公募に応募した団体からの公開プレゼンテーションを開催し、協働の当事者から独立した第三者機関である北広島市市民協働推進会議が審査を行い、その審査結果の答申をもとに市長が対象事業を決定します。また、事業実施後においても市民協働推進会議が事業評価を行い、その評価結果を市長に答申するものとします。

なお、申請、審査、決定、評価の状況を市ホームページ等で市民に公開し、本制度の公平性・透明性を確保するとともに市民等への説明責任を果たすものとします。

※具体的な制度の流れ及び要綱案等については別紙のとおり